

## 「ぷらら光電話利用規約」改定のお知らせ

2021年7月1日をもって「ぷらら光電話利用規約」を以下のとおり改定いたします。  
 会員のみなさまには、ご一読のうえ、今後もご利用頂きますようお願い申し上げます。

## 「ぷらら光電話利用規約」の改定内容

旧	新
<p>第1条～第29条 (略)</p> <p>第30条            本サービスの料金は、基本料金、通信料金、手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</p> <p>2 本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する基本料金は、本サービスの態様に応じて、料金プランにかかる基本料金、付加サービス利用料、端末設備利用料、ユニバーサルサービス料を合算したものとします。</p> <p>第31条～第49条 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表            通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (重複掲載料及び付帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類            第1 音声利用IP通信網サービスに係るもの</p>	<p>第1条～第29条 (略)</p> <p>第30条            本サービスの料金は、基本料金、通信料金、手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。</p> <p>2 本サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。</p> <p>(注) 本条第1項に規定する基本料金は、本サービスの態様に応じて、料金プランにかかる基本料金、付加サービス利用料、端末設備利用料、ユニバーサルサービス料、<u>電話リレーサービス料</u>を合算したものとします。</p> <p>第31条～第49条 (略)</p> <p>別記 (略)</p> <p>料金表            通則 (略)</p> <p>第1表 料金 (重複掲載料及び付帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1類            第1 音声利用IP通信網サービスに係るもの</p>

1 適用

(1)～(2) (略)

(3)ユニバーサルサービス料の適用

契約者回線番号および追加番号について、1番号ごとにユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 料金額

第2類～第4類 (略)

第5類 ユニバーサルサービス料に関する料金

ユニバーサルサービスに関する料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第2表 工事に関する費用

第3表 重複掲載料

1 適用

(1)～(2) (略)

(3) 削除

2 料金額

第2類～第4類 (略)

第5類 ユニバーサルサービス料に関する料金

契約者回線番号および追加番号について、1番号ごとにユニバーサルサービス料の支払いを要します。ユニバーサルサービスに関する料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第6類 電話リレーサービス料に関する料金

契約者回線番号および追加番号について、1番号ごとに電話リレーサービス料の支払いを要します。電話リレーサービス料に関する料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。

第2表 工事に関する費用

第3表 重複掲載料